



宮崎県公報

令和8年1月13日(火曜日) 第678号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

規則

- 都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (都市計画課) 1
- 救急病院の認定 (医療政策課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 (障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 (自然環境課) 1
- 保安林の指定 (自然環境課) 2

頁

- 保安林の指定解除 (自然環境課) 2
- 保安林の指定の解除予定 (〃) 2
- 保安林の指定解除の予定の通知 (〃) 2
- 道路の区域の変更 (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (〃) 2
- 公 告
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告 (税務課) 3
- くろまぐろ (小型魚) に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (漁業管理課) 3
- 監査委員公告
- 監査結果の公表 (〃) 3
- 監査結果に基づき講じた措置の公表 (〃) 3

規則

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第1号

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

都市公園条例の一部を改正する条例(令和7年宮崎県条例第59号)附則第2号に掲げる規定の施行期日は、令和8年1月31日とする。

告示

宮崎県告示第33号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1. 名称及び所在地

名称	所在地
えびの市立病院	えびの市大字原田3223番地

2. 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

宮崎県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300884	指定生活介護事業所 茶屋	延岡市北一ヶ岡4丁目10番4号	特定非営利活動法人いきいき会	東臼杵郡門川町須賀崎4丁目48番地	令和8年1月31日	生活介護

宮崎県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(

平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
白雲堂薬局	高鍋町	薬局	令和8年1月1日
ニシムタ薬局五十市店	都城市	薬局	令和8年1月1日

宮崎県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字星ノ久保5547-1・5547-3・5547-7(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養 ^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字星ノ久保5547-7(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田964-1・964-64(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田964-1・964-64(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第38号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により

、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695-1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第39号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5695-1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養 ^{かん}

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年1月13日から同年1月27日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
343	県道	鰐塚山田野停車場線	日南市北郷町北河内板谷国有林83	旧	7.1~8.7	11.0
			林班口小班から同市同町北河内板谷国有林83林班口小班まで	新	12.6~13.8	11.0

宮崎県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年1月13日から同年1月27日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日	規制内容	規制期間
343	県道	鰐塚山田野停車場線	日南市北郷町北河内板谷国有林83林班口小班から同市同町北河内板谷国有林83林班口小班まで	令和8年1月13日	宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.1トン
					宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.4トン
					宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.6トン
					宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	1.4トン

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
1,000リットル券28枚
100リットル券11枚
 - 2 用途
漁船
 - 3 記号及び番号
J 6501078～J 6501105
G 6504558～G 6504568
 - 4 有効期間
令和7年8月1日から令和8年1月31日まで
 - 5 免税証に記載した販売店の名称
宮崎県漁業協同組合連合会 日南支所
 - 6 分失年月日
令和7年12月23日

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年12月25日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年1月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	17.5トン

監查委員公告

監查委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき令和7年10月15日から令和7年12月19日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年1月13日

宮崎県監査委員 川野美奈子
宮崎県監査委員 木下博義
宮崎県監査委員 野崎幸士
宮崎県監査委員 坂本康郎

監查委員公告

令和7年9月4日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年1月13日

宮崎県監査委員 川野美奈子
宮崎県監査委員 木下博義
宮崎県監査委員 野崎幸士郎
宮崎県監査委員 坂本康郎

